平成２３年（フ）第６０５号
高知市高須新町１丁目１番25号　舟入ハイツ302号
債務者　渡邊　達也
1　決定年月日時　平成23年11月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月23日まで　高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第３４３号
福岡県久留米市南２丁目20番１―201号
債務者　古賀　寿経
1　決定年月日時　平成23年11月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月23日まで　福岡地方裁判所久留米支部

平成２３年（フ）第８９号
福岡県みやま市山川町立山442番地２
債務者　岩木　好美
1　決定年月日時　平成23年11月22日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月23日まで　福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２３年（フ）第６２号
福岡県八女市忠見字道添783番地８、住民票上の住所福岡県八女市忠見799番地２
債務者　青木　幸司
1　決定年月日時　平成23年11月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月23日まで　福岡地方裁判所八女支部

平成２３年（フ）第４４６号
宮崎市大淀２丁目５番１号
債務者　川越砂智子
1　決定年月日時　平成23年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月23日まで　宮崎地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第１２７号
鹿児島県姶良市加治木町反土3256番地６
債務者　戸内　真美
1　決定年月日時　平成23年11月24日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月23日まで　鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２３年（フ）第１２８号
鹿児島県姶良市東餅田1322番地５　サンライフ・ノン102号
債務者　松元　　聡
1　決定年月日時　平成23年11月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月23日まで　鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２３年（フ）第４１２号
秋田市川元山下町７番37号　エステート小林B201号
債務者　斎藤　邦子
1　決定年月日時　平成23年11月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月24日まで　秋田地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１５３号
福島県須賀川市長禄町58番地１　シャンボール須賀川202号
債務者　岩崎奈緒海
1　決定年月日時　平成23年11月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月24日まで　福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２３年（フ）第３２５号
神戸市西区北別府５丁目1898番地の122、旧住所神戸市西区玉津町高津橋489番地の７
債務者　花田　　昇
1　決定年月日時　平成23年11月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月24日まで　神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２３年（フ）第３２８号
神戸市西区押部谷町福住628番地の326
債務者　杉本　竜祐
1　決定年月日時　平成23年11月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月24日まで　神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２３年（フ）第３３０号
兵庫県明石市魚住町清水631番地　県住710号
債務者　竹内　惠子
1　決定年月日時　平成23年11月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月24日まで　神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２３年（フ）第３３３号
兵庫県明石市中朝霧丘４番23号　ライオンズマンション朝霧ヶ丘301号
債務者　有江　麻子
1　決定年月日時　平成23年11月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月24日まで　神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２３年（フ）第１１０号
福岡県田川市大字伊加利922番地
債務者　岡口　雅也
1　決定年月日時　平成23年11月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月24日まで　福岡地方裁判所田川支部

平成２３年（フ）第３７３号
佐賀県佐賀市諸富町大字為重86番地15
債務者　磯野あゆみ
1　決定年月日時　平成23年11月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月24日まで　佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第５５号
福井県敦賀市櫛林１―４―５　パインⅡ103号室、住民票上の住所福井市新田塚２丁目42番33号
債務者　南　　弘行
1　決定年月日時　平成23年11月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月25日まで　福井地方裁判所敦賀支部

平成２３年（フ）第６６６５号
大阪市平野区瓜破１丁目４番15号　シェモワ２番館215、前住所大阪市中央区日本橋２丁目２番３―508号
債務者　山形　加奈（旧姓北原）
1　決定年月日時　平成23年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月25日まで　大阪地方裁判所第６民事部